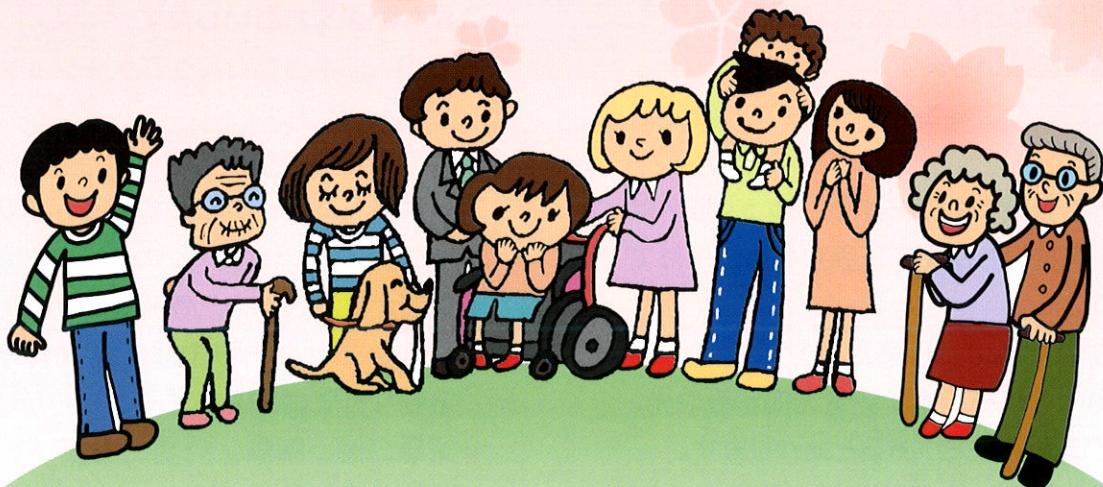


# 廿日市市

## 手話言語の普及及び

## 多様なコミュニケーション手段の利用促進による やさしいまちづくり条例

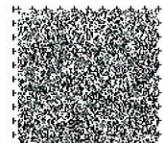
略称：手話言語及びコミュニケーション条例



障がいのある人もない人も、すべての市民が想いや考えを伝え、理解し合うこと、また、地域社会においても暮らしやすく様々な場面で活躍できるようなまちの実現に向け「廿日市市手話言語の普及及び多様なコミュニケーション手段の利用促進によるやさしいまちづくり条例」を平成30年7月1日に施行しました。

「ひとりひとりが笑顔になるやさしいまち はつかいち」

広島県廿日市市



# 障がいの特性とコミュニケーション手段



## 聴覚障がい (ろう)

耳が聞こえない人のうち、思考・意思疎通の手段として手話を使う人をろう者といいます。聞こえないことは外見ではわからないため、周りの人々に気付いてもらえないことから、情報が入りにくく、コミュニケーションがとりづらい状況にあります。特に緊急時・災害発生時、音声の情報だけでは状況を判断しにくいため、身の危険を感じることがあります。

### こんな配慮をお願いします

- その人にあったコミュニケーション方法を確認してください。
- 口の動きや表情がわかるよう、ゆっくり・はっきり・身振りも交えて正面から話しかけてください。
- 聞こえないために、音声だけでは情報が得られないことがあります。電光掲示板や光、振動など環境の工夫があると助かります。
- 緊急の時、筆談、口話、身振りでその状況を教えてください。

### 主なコミュニケーション手段

手話、指文字、筆談、口話、身振り、ICT機器（スマートフォン、パソコン等）など  
※障がいの程度などによりコミュニケーション手段は様々です。

みなさんの周りには、障がいがあることやその特性が理解されず、暮らしにくく感じている人がいます。想いや考えを伝え、理解し合うためには、障がいの特性を理解し、必要なコミュニケーション手段を利用できることが大切です。障がいの特性や配慮をしていただくと助かること、そして主なコミュニケーション手段を紹介します。  
(このパンフレットは、はつかいち福祉ねっと（障がいのある人や家族、関係機関の人々で構成する協議会）に協力していただき作成しました。)

## 聴覚障がい (中途失聴・難聴)

事故や病気で聞こえにくくなったり、聞こえなくなった人を中途失聴・難聴者といいます。補聴器や人工内耳で「聞こえ」を補うことができる人もいます。話せる人も多く、「声をかけたのに無視された」などと誤解されたり、外見では聞こえないことが周りの人々に気付いてもらはず、困ることや危険を感じことがあります。

### こんな配慮をお願いします

- その人にあったコミュニケーション方法を確認してください。
- 口の動きや表情がわかるよう、ゆっくり・はっきり・身振りも交えて正面から話しかけてください。
- 聞こえないために、音声だけでは情報が得られないことがあります。電光掲示板や光、振動など環境の工夫があると助かります。
- 緊急の時、筆談、口話、身振りでその状況を教えてください。

### 主なコミュニケーション手段

筆談、要約筆記、身振り、ICT機器（スマートフォン、パソコン等）など

※中途失聴・難聴者は、手話を使えない人が多いです。

※障がいの程度などによりコミュニケーション手段は様々です。

### 筆談ボードでコミュニケーション

聴覚障がいのある人や病気などで声が出せない人などとコミュニケーションをとる時に使います。

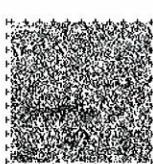
「短い言葉」「簡単な文章」

「読みやすい文字」

で書いてください。



QRコードを読み込むと市のホームページへ移動します。  
「条例やあいさつなどを手話で表現した動画」を見るできます。





## 手話でコミュニケーション②

ありがとう



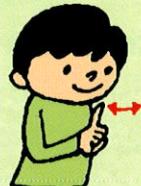
左手の甲に右手を垂直にのせ、  
上に上げる。(力士の手刀と同様)

何かお手伝いすることはありますか?

手伝う



何か



親指を立てた左手の背を  
右手のてのひらで前に押  
し出すように2回たたく。

右手人差し指を立て、  
胸の前で左右に振る。

※手話の表現は日本語の文法と異なります

### ■手話は言語

かつて、手話は、言語として認められず、また、ろう者（聴覚に障がいがあり、手話を使う人）への教育においても口話法（口の動きを読む）が推進されるなど、手話を習い使うことがとても難しい時期がありました。手話は、手指や体の動き、表情などを使い、視覚的に表現するものであり、ろう者にとって、とても大切な言語（非音声言語）です。このことを、広くみなさんに理解いただきたいと考えています。

### し かくしょうがい 視覚障がい

まったく目の見えない人と見えにくい（ロービジョン）人を視覚障がい者といいます。

見えにくいとは、物が欠けて見える、ぼやけて見える、色が違って見えることなどです。視覚障がい者は、白杖はくじょうを使ったり盲導犬もうどうけんと歩いたりし、一人だけでの外出や買い物をすることが難しい場合には、ガイドヘルパー（付き添う支援者）などの支援が必要です。また、視覚からの情報が得にくいため、情報不足になりがちです。

### こんな配慮をお願いします

- 「あれ」「これ」「それ」などの指示語ではなく、前後左右や、（時計盤をイメージし）何時の方向というように具体的にわかりやすく伝えてください。
- バスの行先や信号の色などがわからず困っていたら、前方からやさしく声をかけてください。

### 主なコミュニケーション手段

点字、音声（音訳）、拡大文字（弱視の場合）など

※視覚情報によらない方法で伝えてください。

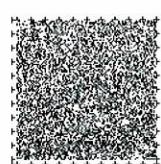
※障がいの程度などによりコミュニケーション手段は様々です。

### はくじょう 白杖の役割

- ・物にぶつかるのを防ぐ
- ・周りの様子を探る
- ・視覚に障がいがあることを周りに知らせる



### 音声コード (Uni-Voice)



### ■音声コードとは

このパンフレットには、音声コードを付けています。これは、文字をコードに変換したものです。専用の装置や、スマートフォンの専用アプリ（Uni-Voiceなど）を使うと、内容を音声で聞くことができます。



## もうろう

視覚と聴覚の両方に障がいがある人を盲ろう者といい、障がいの程度により、全盲ろう（全く見えず、全く聞こえない）、<sup>もうなんちょう</sup>盲難聴（全く見えず、少し聞こえる）、<sup>じやくし</sup>弱視ろう（少し見えて、全く聞こえない）、<sup>じやくし</sup>弱視難聴（少し見えて、少し聞こえる）の4つに分かれます。コミュニケーションをとることが難しいことから、孤立してしまうことがあります。情報を得たり、人と会話をしたり、外出や移動などが難しく、通訳介助者などの支援が必要です。

### こんな配慮をお願いします

- 肩にそっとふれ、話しかけてみてください。
- 手のひらに指で文字を書くなど、色々な方法でコミュニケーションをとってみてください。



### 主なコミュニケーション手段

音声（音訳）、手書き文字、筆談、<sup>しょくしゆ</sup>触手話、<sup>じやくし</sup>弱視手話、<sup>ゆび</sup>指文字、<sup>もじ</sup>点字、<sup>てんじ</sup>指点字など  
※障がいの程度によりコミュニケーション手段は様々です。

## せいしんしょう がい 精神障がい

何らかの精神疾患により、長期にわたり、日常生活または社会生活への制約がある人を精神障がい者といいます。精神疾患は、脳の働きが不調になる病気で、<sup>とうごうしつちょうしよう</sup>統合失調症やうつ病などがあります。幻覚や妄想、不安やイライラ感、ゆううつ感、不眠などの症状があり生活に支障をきたします。ストレスが重なることで症状が再発することがあります。

「やる気が起きにくい」「集中力や持続性がない」「人付き合いに緊張しすぎる」「眠れない」などの症状もあり、周囲から急いでいる誤解を受けてしまうこともあります。これらは、治療を受けて服薬することや環境が安定することにより改善します。

### こんな配慮をお願いします

- 過度の励ましなどは控えて、本人のペースに合わせた働きかけをしてください。
- 再発につながる注意サインを知っておくことも、再発予防になります。不眠がみられたり、急に活動的になったり、ささいなことに過剰に反応するなどの症状がみられたら無理をさけ、休養させてください。

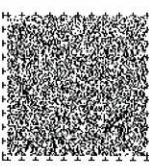


## ごうりてき はいりょ 合理的配慮

合理的配慮は、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（行政は義務、事業者は対応に努める）です。負担が重すぎるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るように努めることが大切です。



《障害者差別解消法リーフレットより》



## こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいには必ず原因があり、年齢・性別に関係なく、誰にでも起こる障がいです。

\* 交通事故や転落事故などの外傷による脳の損傷

\* 脳出血、脳腫瘍、低酸素脳症、脳炎などの疾患

日常的なことをすぐに忘れてしまったり、怒りつ

ぽくなったり、集中することや感情のコントロール

ができないなど、日常生活や社会生活が難しくなることがあります。これらの症状は、周りから気付かれにくく、本人も気が付いていないことがあります。これらは、本人の性格だと誤解されることもあります。

### こんな配慮をお願いします

- 会話や説明は本人が理解しているか確かめながら簡潔にしてください。忘れることがあるため、言ったことを「紙に書く」などして、本人に渡すことが有効です。
- 一つが終わって次の指示を出すなど、指示は一つずつ出してください。

脳外傷(交通事故、スポーツ事故など)や脳血管障害(脳梗塞、脳出血など)の後



## ちてきしょうがい 知的障がい

脳の機能障がいにより、発達がゆっくりです。知的発達の状態により、コミュニケーション力や理解力などに個人差があります。

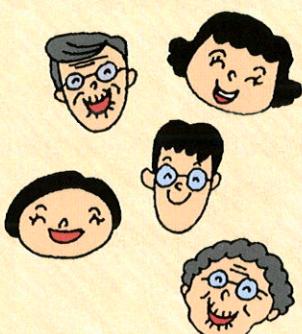
### こんな配慮をお願いします

- たくさんのことToOneに言わるとわからなくなる人がいます。「笑顔」で「ゆっくり」「短く」「やさしく」「簡単な(わかりやすい)言葉」で話してください。
- ※「もう少し待ってね」ではなく「あと5分待ってね」、「走らないでね」ではなく「歩こうね」など具体的な言葉で話してください。
- 言葉でわかりにくい人にはメモを使うなど視覚的に伝える工夫もしてください。

### 主なコミュニケーション手段

簡単な言葉、文字(ひらがな、カタカナ、ふりがな)、絵、実物、図、写真、表情、身振り、コミュニケーション支援ボードなど

※障がいの程度などによりコミュニケーション手段は様々です。

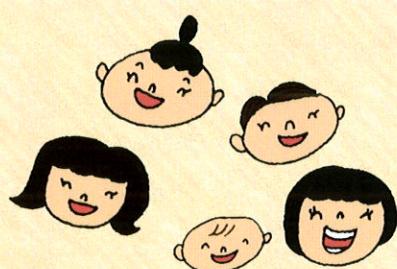


## はつたつしおうがい 発達障がい

脳の機能障がいにより、生活のしづらさがあります。コミュニケーションが苦手、学習に偏りがあるなど障がいがどのように現れ、どの程度困難なのかは、人それぞれ異なります。また、周囲の環境や接し方によっても多様に変化します。できるだけ早期に一人ひとりの特性に合った支援を受けることで、本来持っている力を發揮しやすくなります。

### こんな配慮をお願いします

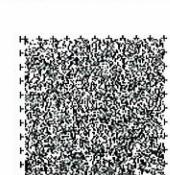
- やさしく接してください。
- 最初は、本人の気持ちを受けとめてください。
- 否定しないでください。(例:○○してはいけません→○○しましょう)
- 具体的に説明をしてください。(例:たくさん、少し→○個)
- その人にとって、うまくいく方法を本人や周りの人に聞いてください。



### 主なコミュニケーション手段

言葉、コミュニケーション支援ボード、ICT機器(スマートフォン、パソコン等)など

※障がいの程度などによりコミュニケーション手段は様々です。



## し たい ふ じ ゆう 肢体不自由

肢体不自由とは、事故や病気による手足の欠損やまひなどで歩くことや姿勢を保つことなどができないことにより日常の動作が不自由な状態をいいます。そのため、多くの人が杖や車椅子などの補装具を使用しています。発声に関わる気管のまひなどにより、音声で意思を伝えにくい人もいます。

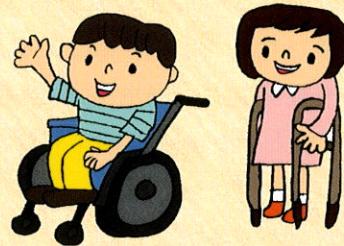
### こんな配慮をお願いします

- 困っているようなときには声をかけてください。
- 聞き取りにくい場合は確認してください。

### 主なコミュニケーション手段

言葉、文字盤、視線、ICT機器（スマートフォン、パソコン等）、重度障害者用意思伝達装置など

※障がいの程度などによりコミュニケーション手段は様々です。



## じゅうしょうしんしんしょうがい 重症心身障がい

重症心身障がいとは、重度の肢体不自由に加えて重度の知的障がいや意識障がいが重複する障がいです。意思表出も困難などても重い障がいです。

身体を動かすことが困難なため、常時の支援を必要とし、経管栄養やたん吸引、人工呼吸器、てんかん予防などの医療的ケアを必要とする人もいます。

全く動けない人もいますが、手足、指、表情、口の動き、まばたきや視線など、少しでも動くところがあればそこを使ってコミュニケーションをとることができる人もいます。

### こんな配慮をお願いします

- 本人の年齢に応じた話し方をしてください。
- 声をかけても反応がないように見えるかもしれません、たくさん話しかけてください。

### 主なコミュニケーション手段

身体の一部の動きによるYes/No表現、筆談、文字盤、重度障害者用意思伝達装置など

※障がいの程度などによりコミュニケーション手段は様々です。

### コミュニケーション支援ボード

聴覚障がいのある人や会話が苦手な知的障がいのある人などと、周囲の人たちとつなぐ、話し言葉に代わるコミュニケーション手段の1つです。ボードの絵などを指でさしてコミュニケーションをとります。



### あいサポート運動

あいサポート運動とは、みなさんに、

- 障がいの内容・特性
- 障がいのある人が困っていること
- 配慮の仕方やちょっとした手助けの方法

などを知っていただき、実践していただく運動です。

詳しくは、「広島県あいサポート運動」ホームページを参照ください。



原因が分からず、治療が難しく長期にわたる病気を難病と呼んでいます。難病の治療には、専門性の高い医療機関での受診が必要で、療養のため、長期にわたり遠方の病院に通院している人もいます。また、後遺症のため、日常的に医療的ケアや介護を受けている人もいます。

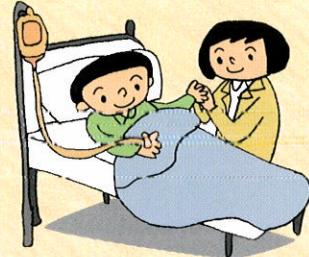
### こんな配慮をお願いします

- どんな病気、症状かを知ってください。病気の症状は、一人ひとり違うので、その人に合ったコミュニケーションをとってください。

### 主なコミュニケーション手段

言葉、文字盤、視線、ICT機器（スマートフォン、パソコン等）、重度障害者用意思伝達装置など

※疾病や病状によりコミュニケーション手段は様々です。



## 知っていますか？ 障がいに関するマーク

### ■耳マーク



聴覚に障がいがあることを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。

### ■もうじん 盲人(視覚障がいのある人)のための国際シンボルマーク



視覚に障がいのある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

### ■オストメイトマーク



オストメイトであることと、オストメイトのための設備（オストメイト対応のトイレ）があることを表すマークです。

※オストメイトとは人工肛門や人工ぼうこうを造設している人のことです。

### ■ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。（裏面に必要な支援を記入している人もいます。）

### ■手話マーク



ろう者が「手話で対応をお願いしたい」時に提示したり、掲示して「手話でコミュニケーションできる人がいる」ことを表したりするマークです。

### ■障害者のための国際シンボルマーク



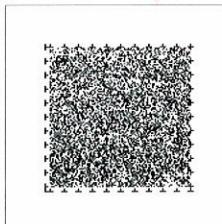
障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。

### ■ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

※補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことです。



# 条例の概要

## 条例ができるまで

障害者の権利に関する条約や障害者基本法には、手話が言語として位置づけられ、また、すべての障がいのある人に、手話を含む言語その他の手段について、選択の機会が確保されることなどが規定されました。条例の策定にあたり、はつかいち福祉ねっとの障がいのある人やご家族・関係者で構成する「手話言語&コミュニケーション条例プロジェクト」に意見をいただき、また、市保健福祉審議会、パブリックコメントなどでいただいた意見を踏まえ案を作成し、議会議決を経て、広島県内では初となる手話言語とコミュニケーション手段についての条例を平成30年7月1日に施行しました。

## 条例の主な内容

●手話が言語であることやコミュニケーション手段の確保の必要性、そして、市がめざすまちづくりについて規定しています。

●条例の目的や基本理念、市の責務、市民及び事業者の役割、多様な事業の実施について規定しています。

### ■条例がめざすまちづくり

全ての市民が、手話が言語であることや障がいのある人などの意思疎通が困難な人の想いや考えを理解し、相互に人格と個性を尊重し合うためには、多様なコミュニケーション手段が必要です。コミュニケーションが円滑に行われるまちづくりを進め、全ての市民が安心して豊かに暮らすことができ、また、本市を訪れる人々も再び訪れたいと思える「ひとりひとりが笑顔になるやさしいまち はつかいち」の実現をめざします。

### ■基本理念

手話が言語であることを普及し、多様なコミュニケーション手段が円滑に利用されるよう促進することは、全ての市民が、相互に理解し、人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。

### ■責務と役割（基本理念により理解を深めるために次のことを行う）

市 の 責 務 …… 手話が言語であることを普及し、多様なコミュニケーション手段の円滑な利用を促進する。  
市民 の 役 割 …… 安心して豊かに暮らすことができるまちづくりの実現に協力する。

※市民とは、市内に住んでいる人だけでなく、勤務・通学する人も含みます。

事業者の役割 …… 市の施策に協力するよう努める。コミュニケーション支援者と連携し、障がいのある人がコミュニケーション手段を円滑に利用できるよう合理的配慮の提供に努める。

※事業者とは、市内において商業その他の事業を行う個人及び法人です。

### Q 障がいのある人だけの条例ですか？

A 障がいのある人にも、障がいのない人にも、お互いにコミュニケーション手段は必要です。このため、条例はすべての市民を対象としています。このことから条例名にも「障がい」という言葉を入れませんでした。

### Q 何かできることはありますか？

A 手話が言語であることや、障がいによって、また、障がいの程度によって、必要なコミュニケーション手段が異なることを知ってください。そして、相手に合ったコミュニケーション手段を使って「お手伝いできることはありますか？」「何かお困りですか？」とコミュニケーションをとるなど、できることから始めましょう。

発行：広島県廿日市市福祉保健部障害福祉課

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号

TEL: 0829-20-0001 FAX: 0829-31-1999

<http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/>



協力：はつかいち福祉ねっと

詳しくは廿日市市のホームページで [廿日市市 手話 コミュニケーション](#)

検索

（条例を手話で表現した動画も掲載しています）

